

## 国立市都市景観形成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立市都市景観形成条例（平成10年3月国立市条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物の種類)

第2条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの  
(第10号に掲げるものを除く。)
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの
- (6) コンクリートプラントその他これらに類するもの
- (7) 自動車車庫の用途に供する施設
- (8) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- (9) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (10) 電気供給又は電気通信のための施設

(準備会の結成)

第3条 条例第11条第2項の規定による準備会の結成は、発起人らが次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成して行うものとする。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所
- (4) その他必要事項

2 準備会を結成したときは、その代表者は、前項に定める書面の写しを添えた景観形成協議会設立準備会結成届出書（別記第1号様式）により市長に届け出るものとする。

(協議会の設立)

第4条 条例第12条第2項に規定する協議会設立の申請は、景観形成協議会承認申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して行う

ものとする。

- (1) 景観形成協議会の規約
- (2) 景観形成の予定地区を示す図面
- (3) 景観形成協議会の構成員及び役員名簿
- (4) 景観形成の目標及び考え方を記載した文書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号に規定する景観形成協議会の規約には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 役員の数、任期、職務及び選出方法に関する事項
- (4) 会議に関する事項
- (5) 会計に関する事項
- (6) その他必要事項

3 市長は、第1項に規定する申請を承認したときは、景観形成協議会承認通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（公共空間の準備会及び協議会）

第5条 条例第11条第5項及び条例第12条第6項に規定する公共空間の準備会及び協議会の組織は、審議会で定めるものとする。

（重点地区景観形成計画の案）

第6条 条例第13条第1項に規定する重点地区景観形成計画の案の申請は、次の各号に掲げる図書を添付した重点地区景観形成計画案申請書（別記第4号様式）により行うものとする。

- (1) 重点地区景観形成計画の案
- (2) 重点地区の区域を示す図面

（行為の届出）

第7条 条例第15条第1項に規定する届出は、重点地区内行為等届出書（別記第5号様式）の正本及び副本に別表第1に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、助言又は指導を行う必要がないと認めたときは、当該届出をした者に対し、副本を交付するものとする。

(届出を要しない行為)

第8条 条例第15条第2項第1号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの
- (3) 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の修繕、模様替え若しくは色彩の変更(以下「新築等」という。)で次のいずれかのもの
  - ア 第2条第1号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが6メートル以下のもの
  - イ 第2条第2号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが10メートル未満のもの
  - ウ 第2条第3号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが4メートル以下のもの
  - エ 第2条第4号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが8メートル以下のもの
  - オ 第2条第5号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが1.2メートル未満で、かつ、長さが5メートル以下のもの
  - カ 第2条第7号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の築造面積が15平方メートル以下のもの
  - キ 第2条第10号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが1メートル以下のもの
- (4) 仮設の建築物又は工作物の新築等
- (5) 広告物の表示又は掲出で、次のいずれかのもの
  - ア 広告物の表示面積は3平方メートル以下、掲出する物件については、高さが5メートル以下で、かつ、表示面積が3平方メートル以下のもの
  - イ 営利を目的としないもの
  - ウ 表示又は掲出の期間が30日を超えて継続しないもの
- (6) 土地の形質の変更で、次のいずれかのもの
  - ア 面積が100平方メートル以下で、かつ、切土又は盛土の高さが1

メートル未満のもの

イ 農林業を営むために行うもの

(7) 土石類の採取であって、地形の外観の変更に係る面積が100平方メートル以下で、かつ、切土又は盛土の高さが1メートル未満のもの

(8) 木竹の伐採又は移植等で当該行為の面積が4平方メートル以下のもの

(9) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次のいずれかのもの

ア 高さが3メートル未満で、かつ、面積が100平方メートル以下のもの

イ 農林業を営むために行うもの

ウ 集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続しないもの

(10) 地盤面下における行為

(審議会からの意見聴取)

第9条 市長は、条例第17条第1項、第23条及び第28条第1項による助言又は指導を行う場合には、審議会の意見を聴くことができる。

(重要景観資源の指定通知及び現状変更等の届出)

第10条 条例第21条第3項に規定する通知は、重要景観資源指定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 条例第21条第6項の規定において準用する同条第3項に規定する指定の解除の通知は、重要景観資源指定解除通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

3 条例第22条に規定する届出は、重要景観資源現状変更等届出書(別記第8号様式)の正本及び副本に別表第2に掲げる図書を添付して行うものとする。

4 市長は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、助言又は指導を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対し、副本を交付するものとする。

(大規模行為の規模)

第11条 条例第25条第1項の規則で定める大規模行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以上若しくは延べ面積が1,000平方メートル以上

又は集合住宅若しくは戸建住宅で戸数が10戸以上のもの

- (2) 建築物の外観の変更で、当該行為に係る部分の面積が500平方メートル以上のもの
- (3) 第2条第1号、第2号及び第4号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以上のもの
- (4) 第2条第3号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以上のもの
- (5) 第2条第5号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが2メートル以上で、かつ、長さが30メートル以上のもの
- (6) 第2条第6号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以上又は築造面積が500平方メートル以上のもの
- (7) 第2条第7号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートル以上のもの
- (8) 第2条第8号、第9号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以上又は築造面積が500平方メートル以上のもの
- (9) 第2条第10号に定める工作物の新築等で、当該行為に係る部分の高さが20メートル以上のもの
- (10) 広告物の表示又は掲出で、広告物の表示面積は25平方メートル以上、掲出する物件については、地盤面から広告物の上端までの高さが10メートル以上又は表示面積が25平方メートル以上のもの
- (11) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のもの
- (12) 土石類の採取で、地形の外観の変更に係る面積が500平方メートル以上であり、かつ、切土又は盛土の高さが1メートル以上のもの
- (13) 木竹の伐採又は移植等で、当該行為に係る部分の面積が200平方メートル以上のもの
- (14) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、集積又は貯蔵の高さが3メートル以上若しくはその用に供される土地の面積が500平方メートル以上のもの

(大規模行為の届出)

第12条 条例第26条第1項に規定する届出は、大規模行為届出書（別記

第9号様式)の正本及び副本に別表第1に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、助言又は指導を行う必要がないと認めたときは、当該届出をした者に対し、副本を交付するものとする。

(届出を要しない大規模行為)

第13条 条例第26条第2項第1号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 仮設の建築物又は工作物の新築等
  - (2) 広告物の表示又は掲出で、次のいずれかのもの
    - ア 営利を目的としないもの
    - イ 表示又は掲出の期間が30日を超えて継続しないもの
  - (3) 農林業を営むために行う土地の形質の変更
  - (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次のいずれかのもの
    - ア 農林業を営むために行うもの
    - イ 集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続しないもの
  - (5) 地盤面下の行為
- (大規模開発事業に係る事前協議)

第14条 条例第30条第1項に規定する構想の提出は、景観構想届出書(別記第18号様式)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 形成される景観の内容を示す図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第30条第5項の規則で定める規模は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国立都市計画道路3・1・11号線の起点から当該道路が市道東第5号線及び市道西第5号線と交差する地点までの区間の沿道20メートル以内の範囲並びに当該起点付近の交通広場の周囲20メートル以内の範囲の土地 建築物の高さ20メートル
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第8項に規定す

る近隣商業地域及び同条第9項に規定する商業地域のうち、容積率が400パーセント以上の土地 建築物の高さ31メートル

(一時的行為における景観配慮)

第15条 条例第36条第3号の規則で定める一時的行為は、屋外の催物等における工作物とする。

(景観形成市民団体の認定要件)

第16条 条例第37条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の活動がその活動区域の景観の形成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域の市民等により組織されていると認められること。
- (3) 設立目的、活動区域、活動内容、構成員その他市長が必要と認める事項が記載された規約を有すること。

(景観形成市民団体の認定申請等)

第17条 条例第37条第2項に規定する申請は、景観形成市民団体認定申請書(別記第10号様式)に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員並びに役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観形成市民団体認定通知書(別記第11号様式)又は景観形成市民団体認定申請却下通知書(別記第12号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、条例第37条第3項に規定する景観形成市民団体の認定の取消しをしたときは、速やかに景観形成市民団体認定取消通知書(別記第13号様式)により、当該市民団体の代表者に通知するものとする。

(景観協定の認定要件)

第18条 条例第39条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一定のまとまりを形成している区域を対象としていること。

- (2) 区域内における土地、建築物等又は広告物の所有者等の全員の合意を得ていること。
- (3) 協定の有効期間が5年以上であること。
- (4) 協定違反があった場合の措置が定められていること。
- (5) 協定の変更又は廃止の手続が定められていること。
- (6) その他次に掲げる事項のうち必要なものが、協定に定められていること。

ア 建築物等の規模、敷地内における位置、形態、意匠、色彩、素材及び敷地の緑化に関する事項

イ 広告物に関する事項

ウ その他都市景観の形成上必要と認める事項

(景観協定の認定申請等)

第19条 条例第39条第2項に規定する申請は、景観協定認定申請書(別記第14号様式)に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定の対象となる区域を示す図面
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観協定認定通知書(別記第15号様式)又は景観協定認定申請却下通知書(別記第16号様式)により、当該協定の代表者に通知するものとする。

3 市長は、条例第39条第4項に規定する認定の取消しをしたときは、速やかに景観協定認定取消通知書(別記第17号様式)により、当該協定の代表者に通知するものとする。

(費用助成)

第20条 条例第11条第4項、第12条第5項及び第41条に規定する助成は、予算の範囲内において、別に定めるところにより行うものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第



1 3条の規定は、平成11年1月1日から施行する。

付 則（平成13年6月18日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年11月20日規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の国立市都市景観形成条例施行規則第12条第1項の規定により大規模行為の届出を行ったものについては、なお従前の例による。

付 則（平成14年11月14日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年4月3日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年4月1日規則第41号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年9月30日規則第67号）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後に国立市都市景観形成条例（平成10年3月国立市条例第1号）第26条第1項の規定による届出を行う大規模行為について適用する。

別表第1（第7条、第12条関係）

行為	図書等	
	種類	明示すべき事項等
建築物若しくは工作物の新築、改築、移転若しくは外観の変更又は木竹の態様	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 擁壁、垣、さく、塀等の高さ及び長さ

	立面図 (木竹の態様は不要)	縮尺並びに主要部分の材料の種別 仕上げ方法及び色彩
	現況写真	行為地及び周辺の状態を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	
広告物の表示又は掲出	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位 敷地の境界及び広告物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員
	広告物の概要	形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩
	現況写真	行為地及び周辺の状態を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	
土地の形質の変更又は土石類の採取	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	現況図	縮尺及び方位
	計画図	現況及び計画内容を明示したもの
	断面図	
	現況写真	行為地及び周辺の状態を表すもの
その他市長が必要と認める図面等		
屋外における物品の集積又は貯蔵	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	方位、敷地の形状及び寸法
	立面図	物品の集積又は貯蔵の位置
	断面図	遮へい物の位置、種類、構造、規模及び色彩
		敷地の接する道路の位置及び幅員 隣接地との高低差、付近の土地利用の現況
	現況写真	行為地及び周辺の状態を表すもの
その他市長が必要		

	と認める図面等	
--	---------	--

別表第2（第10条関係）

行為	図書等	
	種類	明示すべき事項等
重要景観資源の増築、改築、移転、除去、修繕模様替又は外観の変更	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位 敷地の境界及び重要景観資源の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員
	平面図	変更前及び変更後のもの
	立面図	変更前及び変更後のもの
	現況写真	状況を表すもの
	その他市長が必要と認める図面等	

様式（省略）